

発議案第24号

最低賃金を全国一律制に改め、時給1,500円に引き上げるよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年9月13日

八千代市議会議長 林 隆文 様

提出者	八千代市議会議員	飯川英樹
賛成者	八千代市議会議員	植田進
	同	伊原忠
	同	三田登
	同	堀口明子

提案理由

国に対し、最低賃金を全国一律制に改め、時給1,500円に引き上げるよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

最低賃金を全国一律制に改め、時給1,500円に引き上げるよう求める意見書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展のためには、地域別最低賃金を全国一律制に改め、抜本的に引き上げていくことが求められる。政府の「経済財政運営と改革の基本方針2019」、いわゆる「骨太方針2019」においても、「地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」と明記されている。

2018年度の千葉県の最低賃金額は895円である。地域別最低賃金の最高額は東京都の985円であり、地域間の実額の差は拡大し続けている。「最低賃金額は賃金水準全体にも影響を及ぼすため、地方では、賃金がより高い首都圏等での就労を求めて地元を離れてしまう現象も見られ、人口減少や労働力不足が深刻化している。」「時給1,000円ではワーキングプアとよばれる水準である年収200万円を僅かに超える程度。その賃金だけで生活を維持していくことは容易ではない。」などとして、本年7月までに、日本弁護士連合会と全国36の弁護士会が、最低賃金の大幅引上げと地域間格差の縮小を求める会長声明を出している。時給1,500円であれば、8時間働き、残業なし・週休2日で、月25万円となる。これは、人間らしい生活を送るために最低限必要な賃金である。

最低賃金の引上げによる労働者・国民の生活の底上げが喫緊の課題であることは国民的な一致点である。そのため、世界では当たり前となっている全国一律最低賃金制を速やかに創設する必要がある。また、現行約7億円の中小企業への賃上げ支援予算を1,000倍規模に増額することや、社会保険料の中小企業の事業主負担を直接軽減するなど、最低賃金引上げの鍵となる中小企業への支援策が必要である。

よって、本市議会は国に対し、最低賃金を全国一律制に改め、時給1,500円に引き上げるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月26日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

総務大臣様

厚生労働大臣様